

独立行政法人国立美術館契約監視委員会（第1回） 議事概要

平成22年1月18日（月） 10:30～12:30

東京国立近代美術館4階会議室

出席委員

委員長 宝木範義 明星大学造形芸術学部教授
藤井宏昭 森アーツセンター理事長
黒田亮子 独立行政法人国立美術館監事
鈴木 清 独立行政法人国立美術館監事、鈴木公認会計士事務所所長

審査対象案件

平成20年度契約

随意契約・・・119件

一者応札・・・29件

平成19年度以前複数年契約・・・3件

概要

(→・・・美術館側説明 >・・・契約監視委員発言)

美術作品・映画フィルムの取得による随意契約

- 美術作品の購入であるため、供給を行うことが可能な業者が一である。
購入に関しては、選考委員及び評価委員に意見を求めており適切である。
- > 当該作品の所有者が一に限定されるため、随意契約によらざるを得ない契約である。
外部有識者による委員会での収集の適正性や価格の妥当性についての意見に基づく選考等により、作品を特定しており選定理由や購入価格についての透明性は確保されている。

光熱水料に関する随意契約

- 電気料については、他機関の実績を参考に平成20年度は一般競争を実施したが不調となったため、平成21年度は随意契約となった。
- > 業務の効率性を考えれば随意契約でやむを得ないと思われる。

作品等の運送業務のための随意契約

- 会計規則23条10号により随意契約が認められている。
- > 単に価格競争による、競争契約に付した場合、重要な財産である美術作品に重大な損

害を与える恐れがあることから、十分な技術及び能力を有した複数者からの見積を徴収して契約を行っており、適正な契約である。

所蔵作品の修復による随意契約

→ 当該美術作品について十分なノウハウと実績を有することが必要なことから随意契約としている。

> 単に価格競争による、競争契約に付した場合、重要な財産である美術作品に重大な損害を与える恐れがある。作品の修復という特殊性のある契約であるため、随意契約によらざるを得ない案件と判断する。

各種保守や業務委託に関する契約

→ システム開発業者であるものや、特許を有しているものを除けば一般競争入札に移行済み。

> 随意契約としているものは、その者でなければ十分な管理が行えない契約であったり、提供を行える者が一であると考えため、随意契約によらざるを得ない案件と判断する。

一者応札、一者応募について

→ 競争参加資格要件は必要最小限のものとしており、仕様書等についてもホームページから閲覧可能にするなど改善方を推進している。

・国立新美術館公募展等サポート業務

→ 過去2年間で重さ1トン以上の可動壁を有する1000㎡以上の美術館において、可動壁を駆使した美術展覧会で作品展示を行った実績を求めている。

> 必要最低限の要件であり、実績のない業者が落札し事故を起こすことも十分考えられるので要件の設定に特段問題はないと考える。公告期間が十分にあったとは言い難いので、公告期間の確保が必要である。

・国立新美術館ガス需給業務

→ 特段の参加要件は求めているない。

> 大口ガス供給が可能な業者が限られているため、一者応札になったものと考えられる。業務の効率性から随意契約への移行も検討すべきである。

複数年契約について

→ すべて一般競争入札を行っており、随意契約による複数年契約はない。

一者応札については、「一者応札・応募に係る改善方策」により改善を図る。

> 特段意見なし。公告期間を十分取ることだけで解決できるとも限らない。